

ハ紛議尙ホ纏マラサル時ハ本組合ノ理事會ニ訴ヘ之ヲ處決スルモノトス  
第十四條 内部團體ヨリ主張セントスル問題アル時ハ其團體ノ理事ヲ以テ議案トシテ本組合ノ理事會ニ提出スヘシ

### 第五章 加盟、脱退、除名

第十五條 本組合ニ加入セント欲スル者ハ規約ヲ承知シタル上組合員ニ名ヲ紹介ヲ以テ申込ムヘシ、加入ヲ承認シタル時ハ組合長ヨリ内部團體ニ紹介シテ其編成ニ加ハラシム

第十六條 本組合員ハ組合費トシテ毎月金拾錢ヲ前納スルモノトス

第十七條 本組合ヲ脱退セントスルモノハ届書ニ理由書ヲ添ヘテ所属團體ノ理事ヲ經テ本組合ニ差出スヘシ

第十八條 本組合ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本組合ノ主義ニ戾ルノ言行ヲ爲ス者又ハ其恐レアル者、其他組合ノ平和ヲ擾亂スル者又ハ其恐レアル者ハ理事會ノ評議ヲ以テ除名スヘシ

### 第六章 宣傳、演說、講話及雜誌發行

第十九條 本組合ノ目的ヲ達スル爲メニ毎月一回乃至二回ノ勞働雜誌ヲ發行シ組合員ニハ無代配布ス

第二十條 組合員ノ向上發達ヲ促ス爲メニ毎月一回以上本組合ノ顧問及其他名士ヲ招待シテ必要ナル場處ニ於テ演說會又ハ講演會ヲ開シ

第二十一條 本組合ノ趣意ヲ一般ニ徹底セシムル爲メ及ヒ一般労働者ノ自覺ヲ促ス爲メニ絶ヘス宣傳スルモノトス

### 第七章 會計

第二十二條 會計ニハ主任一名ヲ置ク尙ホ其收支出納ヲ監査スル爲メニ監督二名ヲ置ク、其選任ハ理事會ニ一任ス  
會計ハ年二期ニ分ケテ一般組合員ニ報告ス

### 第八章 事務所

第二十三條 本組合ノ事務所ヲ東京ニ置ク、支部ハ豫メ之ヲ定メス地方ノ都合ニヨリ之ヲ設クルモノトス

大正九年十月改定

# 日本労働組合

附言

一、本組合同規約ハ本年十一月一日ヨリ實施ス、但シ内部職別團體ノ組織ヲ完成スルマテハ從來ノ支部制ヲ廢行スルモノトス  
二、本組合ハ本組合顧問タリシ得富太郎氏ヲ推シテ組合長ト爲ス

### 事務所

組合總事務取扱 東京市芝區芝公園八號地  
日本労働組合本部  
組長事務取扱 同小石川區雜司谷町四十八番地  
得富太郎 自宅